

<平成 27 年度>

福祉部の運営方針

福祉総務課 福祉指導監査課
生活福祉室 臨時福祉給付金課
障害福祉室
高齢社会室

■ 基本情報 ■

<担当事務>

- (1) 福祉に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 生活保護に関すること。
- (3) 障害者福祉に関すること。
- (4) 高齢者福祉に関すること。
- (5) 介護保険に関すること。
- (6) 福祉関連法人の指導監査等に関すること。
- (7) 臨時福祉給付金に関すること。
- (8) 生活困窮者自立支援に関すること。

<部の職員数>H27年4月1日現在

正職員	170名
再任用職員	5名
任期付職員	15名
非常勤職員	45名
合計	235名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

少子高齢化が急速に進展し、本市においても昨年度末には高齢化率が25%に達しました。

社会保障制度を持続可能なものとするために様々な改革が進められている中であって、健康・福祉推進都市宣言にあるように「老いも若きも障害のある人もない人もすべての市民が人として尊ばれ住みなれたまちで安心して健やかに暮らせる」地域社会を構築し、市民の福祉の増進を図るため、平成27年3月に策定した「枚方市地域福祉計画（第3期）」、「枚方市障害福祉計画（第4期）」、「ひらかた高齢者保健福祉計画21（第6期）」などにに基づき、施策や事業を着実に進めます。



I 重点施策・事業

◆ 地域福祉の推進

住民が安心して暮らすことができ、住み続けたいまちと感じられる地域づくりを目指し、多様化、複雑化する生活課題を抱える人々への支援体制の充実や、不足する地域福祉活動の担い手の育成支援などに取り組みます。

◆ 生活困窮者の自立支援対策

生活困窮者自立支援事業として、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業を実施します。

また、生活保護受給世帯を含む生活困窮者を対象に、市役所内に設置したハローワークの常設窓口と連携し、よりきめ細かな就労支援を実施します。



◆成年後見制度利用支援事業の拡充

認知症高齢者及び障害者等が必要に応じ成年後見申し立てを円滑に行えるよう、制度の説明や制度利用について引き続き支援するとともに、市長の審判請求が必要で、後見人等への報酬を負担することが困難である場合、これを助成し権利擁護を図ります。

◆障害者差別解消の推進

平成 23 年の障害者基本法改正により、障害者差別の禁止が明文化されるなど、差別の解消と地域移行の取り組みが進められています。さらに、障害を理由とする差別解消の推進については、平成 28 年度からの障害者差別解消法の施行により、雇用、教育、医療、公共交通機関等、社会のあらゆる分野で不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮の提供が必要となります。国の基本方針に基づき、取り組みを進めます。

◆地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、高齢者本人のニーズに応じた住居のもとで、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、多様な関係機関の連携のもと、以下の取り組みを進めます。

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②地域ケア会議の推進
- ③認知症支援策の推進
- ④介護予防・生活支援サービスの基盤整備の推進



また、安否確認や急病等で支援を要する人を早期に発見できるよう「高齢者見守り110番」や「徘徊高齢者 SOS ネットワーク」など地域での支援の強化を図ることで、ひとり暮らしや認知症高齢者の人が安心して暮らせる仕組みづくりをさらに進めます。

◆高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）の機能強化

高齢者の抱える課題は、年々多様化・複雑化しています。これらに対応すべく、センターの運営体制強化や職員のスキルアップなど総合的な相談・調整機能強化に取り組みます。

◆介護予防事業の推進

高齢者が介護予防や健康づくりへの意識の高揚と継続的な取り組みができるよう、身近な場所で開催する介護予防教室等をさらに充実するとともに、要介護状態等の軽減や重度化防止を一層推進するため、リハビリテーション専門職等による「自立支援」に資する取り組みを実施します。また、地域の介護力を高めるため、「ひらかた生き生きマイレージ事業（介護予防ポイント事業）」を充実します。

◆地域密着型特別養護老人ホームの整備

「ひらかた高齢者保健福祉計画 21（第6期）」に基づき、今後3年間に5か所の地域密着型特別養護老人ホームの整備に向け取り組みを進めます。

◆指導監督業務の適正な執行

障害者、高齢者、児童等の福祉制度においては様々な改正が進められています。利用者が安心してサービスを楽しむことができるよう、指導監督業務を通じ、福祉施設等が適正な管理・運営体制を確保することで、福祉サービスの質の向上を図ります。

◆臨時福祉給付金の円滑な支給

消費税率 10%増税が延期されたことに伴い、生活必需品への軽減対策等も延期となったことから、平成 27 年 10 月分から平成 28 年 9 月分の増税分の影響緩和策として、今年度も臨時福祉給付金の支給が実施されます。制度について市民への周知に努め、円滑に支給事務を進めます。

Ⅱ 行政改革・業務改善

<行政改革実施プラン（前期）の改革課題>

改革課題	取り組み内容・目標
12. 地域防災体制の強化	災害時要援護者支援事業について、今後も地域住民への周知とともに更なる取り組みの強化を行う。
25. 生活保護制度の適正な運用	引き続き、ケースワーカーの適正配置と育成に努め、実施体制の充実を図るとともに、不正受給の防止や電子レセプトを活用した医療扶助の適正化などに取り組む。
44. 総合福祉センターについて、耐震工事及びリニューアル工事を実施したうえで、平成27年度中の有料化をめざす。	平成27年2月に耐震工事及びリニューアル工事を完了し、同年4月から施設の有料化を開始した。



リニューアル後の総合福祉センター

<改革・改善サイクルに係る対応>

事務事業	取り組み内容・目標
難病患者等の地域生活支援事業	平成27年1月の難病法施行に合わせ、見舞金制度の対象疾病を拡大した。また、支給対象については、新たに医療費の負担が生じることとなった市民税非課税世帯に限定して実施。本制度は、医療費助成制度の経過措置期間を踏まえ、3年後に廃止する。
高齢者鍼灸マッサージ事業	平成26年度から施術時間や助成額などの事業内容の見直しを行った。利用者数や利用回数などについて検証を行った上で、今後のあり方について検討を行う。
生きがいと健康づくり推進事業(生きがい創造学園)	高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するため、地域における様々な社会資源を活用しサービスを提供している。公平性の観点から踏まえたうえで、より大きな効果が得られるよう事業内容について検討を進める。

<業務改善のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
満足度の高い窓口対応	窓口アンケートの実施や窓口マニュアルの活用による研修を通じて市民満足度の向上に努める。

Ⅲ 予算編成・執行

- ◆一般会計では、市の予算額約 1266 億円のうち福祉部の予算額は、約 285.5 億円（約 22.6%）です。
- ◆障害児の通所サービス関係費を増額する一方、総合福祉センターのリニューアル工事が完了したことから工事費を減額したほか、臨時福祉給付金の支給額の変更及び生活保護の医療扶助の適正化等により、対前年度費約 10.8 億円（3.6%）の減額となっています。
- ◆介護保険特別会計では、今年度から3年間の第6期計画期間中の給付費等を的確に見込み、十分に精査を行ったうえで、予算額約 278.4 億円を計上しています。

Ⅳ 組織運営・人材育成

- ◆各業務の繁閑に応じて効率的・流動的な組織運営を工夫します。
- ◆人材育成については、特定の知識や経験が求められる業務を中心に職場内研修に取り組むほか、専門研修へ職員を派遣し、知識の習得や技術の向上を図ります。
- ◆職場の課題や懸案事項等は、職場会議や朝礼等を通じて全職員が共有し、その解決等に向けて組織的に取り組みます。
- ◆災害時の緊急対応については、初期応急対策等の課題を検証し、災害対応体制の見直しを図ります。

Ⅴ 広報・情報発信

<ホームページ・情報発信の充実>

- ◆広報ひらかた、市のホームページ、エフエムひらかた、CATV 及びリーフレット等様々な媒体を活用した情報発信を行います。
- ◆ホームページの特性を生かし、分かり易くタイムリーな情報を発信します。
- ◆臨時福祉給付金など期間や期限が定められた業務については、迅速かつ繰り返し情報を発信することにより、申請率の向上を図ります。
- ◆地域福祉の情報発信の拠点となる高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）との情報共有を進めます。